家電4品目（テレビ・洗濯機 冷蔵庫・エアコン）

適正な処分にご協力を

家電リサイクル法の施行に伴い4品目は収集しません。消費者・メーカーにリサイクルの義務が課せられました。
不用になったテレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンは、必ず販売店または専門業者に処分を依頼するか、自分で指定取引場所に搬入してください。
その他の家電製品は従来どおり粗大ゴミとして回収します。

●問い合わせ　保健衛生課環境衛生係　☎23-1134

家電4品目の処分方法と手続き

		料金の支払方法 リサイクル料金	料金の支払方法 収集運搬料金
過去に買った販売店または新しい製品を買おうとしている販売店に依頼する	販売店が家電製品協会と契約している場合	販売店に支払う	
（販売店には引き取る義務があります）	販売店が家電製品協会と契約していない場合（販売店に確認のこと）		販売店に支払う
引っ越し等で製品を買った販売店が近くにないときは、収集運搬許可業者に依頼する	収集運搬許可業者（有）長門清掃管理センター ☎22・3923	事前に郵便局で振り込む（振込用紙が郵便局にあります）	収集運搬許可業者に支払う
指定引取場所に自分で搬入する	指定取引場所は、メーカーによって異なります（別掲）	不要です	

消費者の負担

リサイクル料金
メーカーによって異なる場合があります

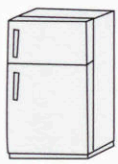

テレビ 2,700円

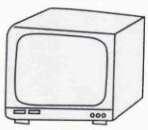

冷蔵庫 4,600円

洗濯機 2,400円

エアコン 3,500円

＋

収集運搬料　販売店、収集運搬業者によって異なります

指定引取場所

Aグループ取扱メーカー
（松下電器・東芝・ダイキン・ビクター・コロナ等）
・村田商店　板持1区
☎22-3015
営業日時　平日9時～17時
（土・日・祝日は休みです）

Bグループ取扱メーカー
（日立・三菱・サンヨー・ソニー・アイワ・長府製作所・ノーリツ・リンナイ等）
・日本通運萩支店
萩市大字椿東2918-3
☎0838-22-0690
営業日時　平日・土曜日8時～17時（日・祝日は休みです）

指定引取場所搬入上の注意

・搬入する家電のメーカーをよく確認して、それぞれの指定取引場所に搬入してください。
・事前に郵便局において、家電リサイクル券でリサイクル料金を振り込み、現品貼付用を家電に張って搬入してください。（振り込みの時にメーカーを必ずよく確認してください）
・冷蔵庫の中の生ごみ等は捨ててから搬入してください。
・エアコンの室外機と室内機は分離して搬入してください。
・テレビ、エアコンのリモコンは、乾電池を取り除いてから搬入してください。
・業務用の冷蔵庫やエアコンは、搬入できません。

乾電池の回収場所は
市役所、各出張所、中央公民館、市保健センターに設置してある回収箱へ